

都道府県議会デジタル化専門委員会報告書について

令和3（2021）年6月25日

都道府県議会デジタル化専門委員会

設置経緯

- 国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築が加速
- 全国都道府県議会議長会**（以下「議長会」という。）は、こうした中、都道府県議会のデジタル化に関する方策を検討し、各議会において効果的に推進できるようにするため、**令和3（2021）年1月27日の役員会において、議長で構成する「都道府県議会デジタル化推進本部」（以下「推進本部」という。）に加え、有識者で構成する「都道府県議会デジタル化専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置**

<推進本部>

本部長 坂田 憲治 愛知県議会議長（神戸 洋美 前議長）
副本部長 中野 一則 宮崎県議会議長（丸山裕次郎 前議長）
副本部長 森田 英二 高知県議会議長（三石 文隆 前議長）
石川光次郎 宮城県議会議長
木下 高志 埼玉県議会議長（田村 琢実 前議長）
専門員 河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授

【注】（ ）は前任者

<専門委員会>

座長 河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
谷口 尚子 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
廣川 聡美 関東学院大学法学部地域創生学科講師
湯淺 壘道 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

報告書概要

- 専門委員会の調査及び研究の結果として得られた、地方議会・議員のデジタル化の論点や推進の課題、今後の取組を提言**
⇒**令和3（2021）年6月25日推進本部に報告・了承**

<報告書の構成>

- はじめに
- 地方議会のデジタル化推進の背景
 - 2.1 新型コロナウイルス感染症拡大による気づき
 - 2.2 求められる地方行政のデジタル改革
 - 2.3 地方議会・議員のデジタル化の論点
- アンケートに見る現状
 - 3.1 都道府県議会のデジタル化の状況
 - 3.2 都道府県議会議員のデジタル化への取組状況
- デジタル化推進の課題
 - 4.1 デジタル化推進に対する議員・議会事務局の抱える課題
 - 4.2 議会のデジタル化に係る実務やシステム上の課題
 - 4.3 デジタル・インクルージョンの視点を踏まえた環境整備
 - 4.4 議会のデジタル化推進に係る法的課題
 - 4.5 議会資料のオープンデータ化に係る課題
- 議会のデジタル化を進めるための今後の取組
 - 5.1 基本的な考え方と取組
 - 5.2 デジタル化による議会・議員活動の高度化等
- おわりに

専門委員会報告書のポイント①

議会のデジタル化の目的等

- 議会のデジタル化の大きな目的は、行政の高度化に対応しつつ、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮（今回の危機を気づきの機会とし危機に強い議会とする）し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにすること
- 議会のデジタル化を進める際には、デジタル・インクルージョン（デジタル化により、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人を包摂すること）の視点を持ち、EBPM（エビデンス（根拠・データ）に基づく政策提案）やデータに基づく政策評価を意識して進めることが必要
- 都道府県議会は広域地方公共団体の議会として、域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていくことが必要

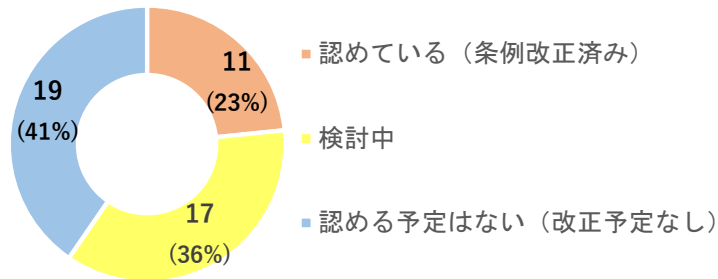
会議のデジタル化

<委員会のオンライン開催>

- 都道府県議会において 11 都府県（※）が委員会条例を改正し、オンライン開催ができるよう積極的に環境整備

※東京都、茨城県、埼玉県、群馬県、愛知県、三重県、静岡県、大阪府、兵庫県、長崎県及び熊本県（令和3（2021）年3月現在）

委員会への
オンライン
参加の可否



<本会議のオンライン開催>

- 地方自治法の「出席」（第 113 条及び第 116 条第 1 項）が「現に議場にいること」と解されているため、オンライン開催を行うためには同法の見直しが必要
- 見直しに当たっては、議会慣行・手続、セキュリティ等の課題についても検討し、解決していくことが必要

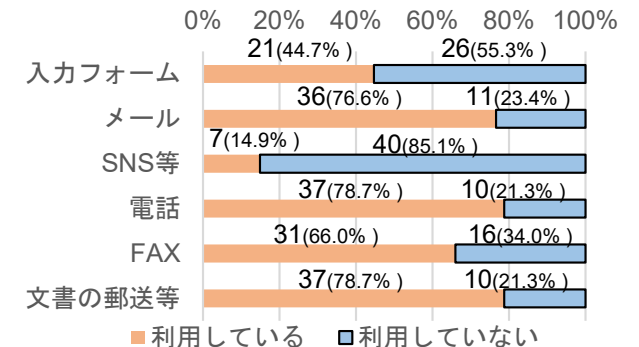
住民との関係の再構築

- 議会・議員と住民とのやりとりは、WebサイトやSNS等様々あるが、単方向のコミュニケーションが多い。
- より住民との距離が近く直接対話ができる議会報告会等の双方向のコミュニケーションをオンラインで行っていくことが必要

都道府県議会が住民への情報発信に利用しているデジタル技術

| | |
|--------|----|
| Webサイト | 47 |
| SNS等 | 25 |
| メール | 7 |
| ブログ | 1 |
| その他 | 4 |

都道府県議会が住民からの情報収集に利用しているデジタル技術



議会とオープンデータ化

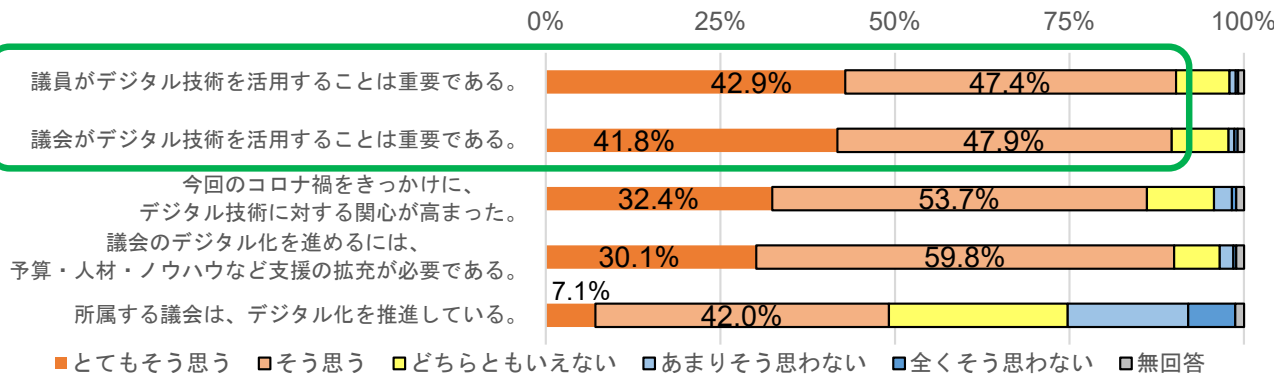
- 議会が様々なデータ（会議録等）を公開していくとともに、議会・議員はオープンデータを利活用した政策提案、政策評価に積極的に取り組む姿勢が必要

専門委員会報告書のポイント②

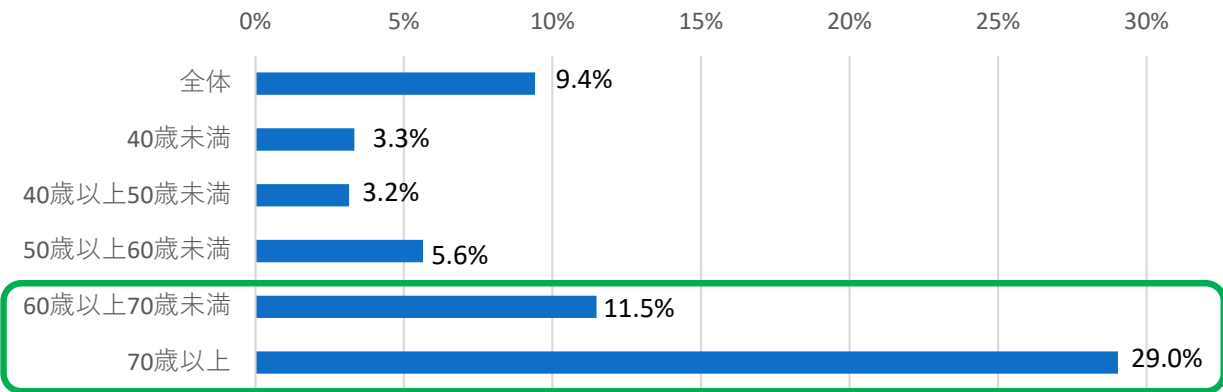
デジタル化推進に対する議員・議会事務局の抱える課題（アンケートに見る現状）

＜都道府県議会議員の53.9%（2,679人中1,444人）のアンケート結果＞（令和3（2021）年3月実施）

議会のデジタル化に対する意見

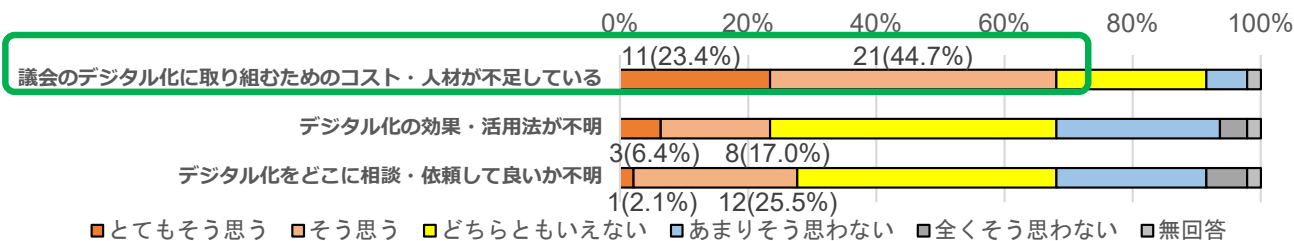


政務活動においてデジタル技術を活用していない議員の割合



＜全国47都道府県議会事務局のアンケート結果＞（令和3（2021）年3月実施）

デジタル化推進における課題



＜都道府県議会議員のアンケート結果＞

- 議会のデジタル化についての主な意見・考え（自由記述）
- ・議員の意識改革・デジタルスキル向上が必要。
 - ・デジタル化についていけない議員へのフォローが必要。
 - ・ネットワーク環境、タブレット端末、大型モニタ等のハード整備が必要。
 - ・対面、紙などのアナログ手段も大切。
 - ・デジタル化は手段であって目的でない。
 - ・セキュリティと効率のバランスが大切。
 - ・オンライン議会（本会議又は委員会）を検討すべき。
 - ・住民への情報発信・住民からの意見収集や、住民参画の点からも活用すべき。
 - ・執行部ともあわせて進めるべき。

＜全国47都道府県議会事務局のアンケート結果＞

- 国への主要要望事項（自由記述）
- ・財政上の措置（交付金の創設や導入経費補助等の予算措置、交付税措置等）を図ってほしい。
 - ・デジタル化に向けての手順や技術指針、活用事例等を示してほしい。
 - ・法的課題の解決を図ってほしい（本会議へのオンライン出席を可能とするための課題、著作権・個人情報保護に係る課題の整理等）。
 - ・デジタル化に係る相談窓口の設置や、人的支援をしてもらいたい。

- ◎ 議会・議員がデジタル技術を活用することは重要であると考えつつも、年齢層が高い議員ほど活用率が低下する傾向
⇒議員へのサポート体制の整備が必要
- ◎ 32の議会事務局からコスト・人材不足を指摘する意見
⇒デジタル人材の確保・配置、予算の確保が必要
- ◎ 法的課題の解決を図ってほしいとの意見
⇒制度改正が必要

専門委員会報告書のポイント③

アンケートに見る主な課題に対する基本的な考え方と取組

| 議員へのサポート体制の整備 | デジタル人材の確保・配置 | 制度改正 | 予算の確保 |
|---|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○議員の端末等の操作及び活用方法等に係る研修やヘルプデスクの設置が必要 ○議会事務局のみで上記全ての整備は難しいため、執行部による支援、広域単位での研修や設置を検討 ○議員のリテラシー向上を図ることが重要 | <ul style="list-style-type: none"> ○外部専門家の活用も視野に入れることが必要 ○外部専門家については、国等がリストを取りまとめ、地方議会に提示することが有効 ○議会としてのデジタル人材の育成も重要 | <ul style="list-style-type: none"> ○本会議へのオンライン出席等議会のデジタル化を推進する際の法的課題について、議長会が中心となり国に対し、検討を促すことが必要 ○議会に係る個人情報保護制度の整備が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○議会のデジタル化に係る費用は、各地方公共団体において確保が必要 ○議長会が中心となって国に対し、財政的支援を要請することが必要 |

デジタル化による議会・議員活動の高度化のために

<議会・議員活動の高度化>

- 議員及び議会事務局が収集したデータを外部専門家に分析依頼をするなどにより得られたエビデンスを踏まえ、意思決定、政策評価を行っていくことが**必要**

<住民との関係の再構築>

- 様々なデジタルツールを活用し、地域の課題に係る意見を寄せてもらうなど**議会・議員と住民との距離を縮める方策について、更なる検討を進めていくことが必要**

<オープンデータ化>

- 議会自身が一層**推進**
- 執行部に対し**オープンデータ化を求め、地方公共団体全体に係るオープンデータ化が進むよう、牽引していく必要**

議会のデジタル化の継続的な取組に向けて

- 地方議会の改革は「**内なる改革**」（各議会の改革）と「**外からの改革**」（国等への働きかけ）に分けられ、デジタル化についても、各議会が改革に取り組むとともに、それを妨げる制度的・財政的課題については議長会が国等に働きかけ克服していくことが**必要**
- 議長会は、**現地調査等を踏まえて、先進的な取り組み事例を各議会に紹介するなど議会のデジタル化を進める手順の共有に努め、デジタル化推進のためのロードマップを提示することが必要**